

(予防)小規模多機能型居宅介護施設 まごころの里高梁 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。(高梁市指定第3390900136号)

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス、または指定介護予防小規模型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 まごころ
(2) 法人所在地 岡山県赤磐市西軽部1244-1
(3) 電話番号 086-957-4848
(4) 代表者氏名 理事長 難波秀之
(5) 設立年月 平成21年10月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所
(2) 事業所番号 高梁市 第3390900136号
(3) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い契約者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
(4) 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護施設 まごころの里高梁
(5) 事業所の所在地 岡山県高梁市落合町福地380番地1
(6) 電話番号 0866-42-3535 FAX番号 0866-42-3536
(7) 管理者氏名 山田眞佐與
(8) 運営方針 契約者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
(9) 開設年月 平成25年8月1日
(10) 定員 登録定員:24人 通い:12人 宿泊:8人
(11) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスは全室個室となります。(ただし、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります)

居室・設備の種類	室数	備考
宿泊室	8室	
食堂台所兼機能回復訓練室	1室	
浴室	1室	
脱衣室	1室	
トイレ	2か所	車椅子対応可
相談室	1室	
その他	汚物処理室、物入れ	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けされている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 : 高梁市
(2) 営業日及び営業時間

営業日	365日
通いサービス	月曜日～日曜日 9時～17時
訪問サービス	随時
宿泊サービス	月曜日～日曜日 17時～9時

※ 受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

従業者の職種	職員人数	職務内容
管理者	1人(兼務)	事業内容調整
計画作成担当者	1人(兼務)	サービス調整・相談業務
介護職員	7人以上	日常生活の介護・相談業務
看護職員	1人	健康チェック等の医療業務

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
管理者	勤務時間:日勤 8:30～17:30
介護支援専門員	勤務時間:日勤 8:30～17:30
介護職員	勤務時間:日勤 8:30～17:30
	勤務時間:夜勤16:00～10:00 その他、契約者の状況に対応した勤務時間を設定します。
看護職員	勤務時間:日勤 8:30～17:30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(利用料金が介護保険から給付される場合 契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の9割・8割又は7割が介護保険から給付され、契約者の自己負担は1割・2割又は3割の金額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの内容>

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

食事の提供及び食事の介助をします。調理場で利用者が調理することができます。食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

入浴または清拭を行います。衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。入浴サービスの利用は任意です。

③ 排せつ

契約者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

契約者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。

⑤ 健康チェック

血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

訪問サービス実施のための必要な備品等(水道・ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。

訪問サービスの提供にあたって、次の該当する行為はいたしません。

① 医療行為

② ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

③ ご契約者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

④ その他ご契約者もしくはその家族などに行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

＜サービス利用料金＞

ア 通い・訪問・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ1ヶ月単位の包括費用の額 利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)で

下記の料金表によって、要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払下さい(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります)

契約者の要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金	34,500円	69,720円	104,580円	153,700円	223,590円	246,770円	272,090円
サービス利用に係る自己負担額 (1割負担)	3,500円	6,972円	10,458円	15,370円	22,359円	24,677円	27,209円
サービス利用に係る自己負担額 (2割負担)	6,900円	13,944円	20,916円	30,740円	44,718円	49,354円	54,418円
サービス利用に係る自己負担額 (3割負担)	10,350円	20,916円	31,374円	46,110円	67,077円	74,013円	81,627円

月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

月途中から登録した場合または月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日:ご契約者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日:ご契約者と当事業所の利用契約を終了した日

ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、デイサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます(下記(2)ア及びイ参照)

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

イ 加算

[初期加算:1日 30単位]

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の起算については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

1. 加算対象サービスとサービス料金	初期加算(30日まで) 300円(1日あたり)
2. うち、介護保険から給付される金額	270円(1日あたり)
3. サービス利用に係る自己負担額	30円(1日あたり)

その他、初期化算 30単位(初利用日より30日間、30日を超える入院後再び利用された時)、認知症加算Ⅳ 460単位、総合マネジメント体制強化加算 1200単位、介護職員等処遇改善加算Ⅱ サービス総額の14.6%、中山間地域等における小規模事業加算 所定単位数の10%が必要となります。(1ヶ月あたり)

(2)介護保険の給付対象にならないサービス(利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 契約書第5条参照)

＜サービスの概要と利用料金＞

ア 食事の提供(食事代) 契約者に提供する食事に要する費用です。

料金:朝食 335円 昼食 575円 夕食 535円 おやつ 50円 合計 1日分 1,495円

イ 宿泊に要する費用 1泊 2,100円

ウ おむつ代 実費負担額

エ レクリエーション活動代 実費負担額

オ クリーニング・洗濯代 実費負担額

経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月の日までにお支払いください。

① 銀行振り込み

〔振込先〕 中国銀行 成羽支店(196) 普通 2507905 (名義)社会福祉法人まごころ 理事長 難波秀之

② 自動口座引き落とし

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第6条参照)

小規模多機能型居宅介護サービスは小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス、または宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

6. 5(1)の介護保険の対象となるサービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5.(2)の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止を申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに、申し出があった場合	無料
利用予定日の当日9時までに、申し出がなかった場合	食事代実費

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、契約者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものとする。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

7. 苦情の受付について(契約書第20条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 担当者:山田眞佐與 電話:0866-42-3535

受付時間 月曜日から土曜日 8:30~17:30

また、苦情受付ボックスを設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

高梁市健康福祉部健幸長寿課 高梁市松原通2043 0866-21-0299 8:30~17:15

岡山県国民健康保険団体連合会 岡山市北区桑田町17番5号 086-223-8811 8:30~17:00

8. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議構成>

利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催:隔月で開催 会議録:運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

第三者評価の実施状況については別紙のとおり

9. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、併設の「地域密着型特別養護老人ホームまごころの里高梁」の協力医療機関が下記のとおりとなっております。各契約者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて連携体制を整備しています。

<協力医療機関>

医療機関名	所在地	TEL
成羽病院	高梁市成羽町下原301	0866-42-3111
高梁中央病院	高梁市南町53	0866-22-3636
池田歯科医院	高梁市中間町58	0866-22-2244

10. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

防火管理者 松村 聡久

<消防用設備> ※建物の状況に合わせて、必要な消防用設備を整備しています。

・自動火災報知機 ・非常通報装置 ・ガス漏れ探知機 ・非常用照明 ・誘導灯 ・消火器

<地震・水害等災害発生時の対応>

自治体の地域防災計画との関係も考慮しながら防災計画書の作成をしています。

11. サービス利用にあたっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、契約者の方に損害賠償していただく場合があります。

他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

所持金品は、自己の責任で管理してください。

事業所内での他の契約者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

私は、上記の書面に基ついて、小規模多機能型居宅介護施設まごころの里高梁の職員(職名 管理者 氏名 山田眞佐與) から上記重要事項説明書の説明を受け、同意しました。なお、居宅介護事業所等に対して必要が生じた場合については、情報を提供することに同意します。

私は、上記の書面にもとづいて重要事項の説明を受け同意し、上記契約を証するため本書2通を契約者、事業者が記名捺印の上、各1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

住所
契約者
氏名

印

住所
身元保証人
氏名

印

所在地 高梁市落合町福地380-1
事業者 事業所名 社会福祉法人 まごころ
小規模多機能型居宅介護施設 まごころの里高梁
代表者 理事長 難波 秀之

印